

第 1 回福井県クリアランス集中処理事業に係る意見交換会合(令和 5 年 7 月 31 日)の概要

原子力規制庁
資源エネルギー庁
福井県

1. 事業概要等の説明

福井県から現在検討している事業概要について、資源エネルギー庁から利用政策上の位置付けについて説明があった。

2. 意見交換

(1) 論点について

- 法律的な論点については、福井県から以下の説明がなされ、現行の原子炉等規制法に基づいて事業を行う方針であることが確認された。
- ✓ 事業を実施する者は、原子炉等規制法第 5 1 条の 2 第 1 項第 3 号に基づく廃棄物管理事業の許可を受けること。
- ✓ 廃棄物管理事業の許可を受けた事業者から発電用原子炉設置者に、将来、放射性廃棄物が返還される際には、発電用原子炉設置者は新たに廃棄事業の許可を申請すること。
- 他方、技術的な論点については、福井県から一通り説明があったものの、詳細な意見交換については 2 回目以降に実施することとした。

(2) 今後の意見交換会合の進め方について

- 今後の意見交換の進め方について以下のとおり合意した。
- ✓ 技術的な論点は詰めが必要な部分が多くあるため、数ヶ月に 1 度のペースで意見交換会において論点を 1 つずつ取り上げる。
- ✓ 事前に双方に資料の準備等の期間が必要なため、早めに開催日時や議題、必要な資料等を確認する。
- ✓ 技術的な論点を議論する中で法的な課題が出てくれば、改めて整理していく。
- また、意見交換会合ごとに 3 者で合意したポイントなど、会合の意見交換の内容についてまとめた資料を作成し、次回会合で配布する。

(3) その他

原子力規制庁から、意見交換会合については事前審査の場ではなく、審査で行うべき議論を先取りしないよう留意していく旨、説明した。

3. 次回会合について

第 2 回意見交換会合は、3 回目以降どのような技術的な論点や課題を議論していくか、原子力規制庁側からの提案をもとに意見交換を行う回とすることとした。